

2017年 9月 6日

お客様 各位

東北労働金庫

預金規定等の一部改定のお知らせ

当金庫では、2017年10月1日（日）より預金規定等を下記のとおり一部改定いたしますので、お知らせいたします。なお、改定後の預金規定等は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 対象の預金規定等

対象の預金規定等（全21種類）は次のとおりです。

総合口座取引規定、貯蓄預金規定 普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定 普通預金（通帳不発行口座）に関する特約 期日指定定期預金（ワイド定期）規定 自由金利型定期預金<M型>（スーパー定期）規定、自由金利型定期預金（大口定期）規定、変動金利定期預金規定 エース預金規定（「エンドレス型（ワイド型）」・「エンドレス型（スーパー型）」・「確定日型（ワイド型）」・「確定日型（スーパー型）」・「年金型（ワイド型）」・「年金型（スーパー型）」・「エンドレス型（まとめ周期選択型）」） 一般財形預金規定、財形住宅預金規定、財形年金預金規定 譲渡性預金規定 通知預金規定
--

2. 改定内容

主な改定内容として、届出事項の変更、通帳・証書・契約の証の再発行等の届出方法を見直し、「書面」による届出を「当金庫所定の方法」による届出に変更いたします。

(1) 総合口座取引規定、貯蓄預金規定

改定後	改定前（現行規定）
（届出事項の変更、通帳の再発行等） （1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	（届出事項の変更、通帳の再発行等） （1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定

改定後	改定前（現行規定）
（届出事項の変更、通帳の再発行等） （1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	（届出事項の変更、通帳の再発行等） （1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 普通預金（通帳不発行口座）に関する特約

改定後	改定前（現行規定）
<p>6.（届出事項の変更等）</p> <p>(1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>6.（届出事項の変更等）</p> <p>(1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(4) 期日指定定期預金（ワイド定期）規定

改定後	改定前（現行規定）
<p>10.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）</p> <p>(1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>10.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）</p> <p>(1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(5) 自由金利型定期預金<M型>（スーパー定期）規定、自由金利型定期預金（大口定期）規定、変動金利型定期預金規定

改定後	改定前（現行規定）
<p>（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）</p> <p>(1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）</p> <p>(1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(6) エース預金規定（「エンドレス型（ワイド型）」・「エンドレス型（スーパー型）」・「確定日型（ワイド型）」・「確定日型（スーパー型）」・「年金型（ワイド型）」・「年金型（スーパー型）」）

改定後	改定前（現行規定）
<p>（届出事項の変更、通帳・契約の証の再発行等）</p> <p>(1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>（届出事項の変更、通帳・契約の証の再発行等）</p> <p>(1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(7) エース預金規定（「エンドレス型（まとめ周期選択型）」）

改定後	改定前（現行規定）
<p>10.（届出事項の変更、通帳・契約の証の再発行等）</p> <p>(1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>10.（届出事項の変更、通帳・契約の証の再発行等）</p> <p>(1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(8) 一般財形預金規定、財形住宅預金規定、財形年金預金規定

改定後	改定前（現行規定）
<p>(届出事項の変更、契約の証の再発行等)</p> <p>(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(届出事項の変更、契約の証の再発行等)</p> <p>(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(9) 譲渡性預金規定

改定後	改定前（現行規定）
<p>6. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>6. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書記載の取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(10) 通知預金規定

改定後	改定前（現行規定）
<p>7. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>7. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

以上